

「新カケホ割 60」提供条件書

1. 概要

「新カケホ割 60」は、対象端末をご利用の 60 歳以上のお客様について、対象の料金プランの基本使用料を割引く特約です。

2. 提供条件

(1) 受付期間

2019 年 10 月 1 日(火) ～ 2023 年 1 月 31 日(火)

(2) 適用条件

適用条件
次の全てを満たして、本特約にお申し込みいただくこと。 ①表 1 の対象端末をご利用いただいていること。 ②表 2 の対象料金プランにご加入いただくこと、または本特約にお申込み時点でご加入いただいていること。 ③本特約にお申込み時点の契約者(利用者登録をされている場合は利用者)の年齢が 60 歳以上であること。

【表 1: 対象端末】

対象端末
BASIO active SHG09、Galaxy A21 シンプル SCV49、BASIO4 KYV47、GRATINA KYV48、AQUOS sense2 かんたん SHV43、BASIO3 KYV43、LG it LGV36

【表 2: 対象料金プラン】

対象料金プラン
ピタットプラン 5G ^{*1} + 通話定額 2
ピタットプラン 4G LTE ^{*1} + 通話定額 2
ピタットプラン 4G LTE(s) ^{*1} + 通話定額 2
au ピタットプラン N(カケホ N/s) ^{*1}

*1: 受付終了済みの料金プランです。

(3) 内容

内容 ^{*2}
対象料金プランの基本使用料から税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)/月を差し引いた額をその対象料金プランの基本使用料とします。

*2: 詳細は「3. 重要事項」をご確認下さい。

3. 重要事項

(1) 本特約の適用・廃止について

- お申込みの翌月(対象端末の購入またはケータイなどからの機種の種類変更を伴う機種変更と同時に申込みの場合は、お申込み日とします。)から、本特約を適用します。
- 端末の故障修理や代用機貸し出しなど所定のお手続き中または新規契約、他社からの乗りかえ(MNP)もしくは機種変更のお手続きが完了していないときは、本特約の適用が遅れるまたは適用しない場合があります。
- 対象料金プランにご加入いただいているお客様が対象端末の購入またはケータイなどからの機種の種類変更を伴う機種変更と同時に申込みの場合、当月の対象料金プランの基本使用料は次表のとおりとします。

区分	対象料金プランの基本使用料
本特約のお申込み日の前日までに係る基本使用料	対象料金プランの基本使用料を、その月の初日(その月の初日以降の日に対象料金プランの適用を開始した場合はその日とします。)からお申込み日の前日までの日数に応じて日割りした額
本特約のお申込み日以降に係る基本使用料	対象料金プランの基本使用料から税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)を差し引いた額を、お申込み日からその月の末日(その月の末日以前の日に対象料金プランの適用を終了 ^{*3} した場合はその前日とします。)までの日数に応じて日割りした額

*3: 対象料金プラン以外の料金プランへの変更をいいます。

- ピタットプラン 4G LTE と通話定額にご加入中で本特約の適用を受けているお客様については、引き続き本特約を適用します。
- 対象料金プラン以外の料金プランへの変更(ピタットプラン 5G およびピタットプラン 4G LTE については、通話定額 2 および通話定額の廃止を含みます。)、解約、一時休止、譲渡、承継、新たな利用者登録または登録利用者の変更の申込みがあった場合、本特約の適用は当月利用分をもって終了します。
- 2022 年 4 月 1 日以降、新たに 2 年契約 N をお申し込みいただくことはできません。既に 2 年契約 N にご加入中の方は、対象料金プラン間の変更を含む料金プラン変更時に 2 年契約 N を廃止していただく必要があります。
- ピタットプラン 4G LTE (s)は、au PAY カードお支払い割の対象です。au PAY カードお支払い割の適用内容は au(LTE)通信サービス契約約款に定めるピタットプラン 4G LTE と同様とします。

(2)その他のご注意事項

- 法人名義のお客様は対象外です。
- KDDI/沖縄セルラーが実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本使用料、通話料、データ通信料、オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書および契約約款等(au(5G)通信サービス契約約款、au(LTE)通信サービス契約約款その他 KDDI/沖縄セルラーの各契約約款および各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書および契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■提供条件書について

- ・KDDI/沖縄セルラーは、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、KDDI/沖縄セルラーは、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、KDDI/沖縄セルラーからの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、KDDI/沖縄セルラーのホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、KDDI/沖縄セルラーのホームページでご確認いただけます。

■作成日:2019 年 10 月 1 日

■最終更新日:2023 年 2 月 1 日